

目標未達成事業（B、C及びD評価の事業）について

<D評価の事業（1事業）>

30（30）自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等・・・・・・・・p1

<C評価の事業（0事業）>

なし

<B評価の事業（6事業）>

17（17） 職業病予防対策の推進・・・・・・・・p4
19（19） 職場における受動喫煙対策事業・・・・・・・・p9
31（31） 家内労働安全衛生管理費・・・・・・・・p12
35（35） 産業医学振興経費・・・・・・・・p16
37（37） 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し・p22
39（39） 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組・・・・・・・・p32

※ 事業番号は令和8年度（括弧内が令和7年度）のもの

※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等」は、令和8年度から「自動車運転者の労働時間等の改善に向けた荷主等への対策」に事業名変更

令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	30 (30)	評価	D
事業名	自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策 ※「自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等」から事業名変更		
担当課・係	労働条件政策課労働時間特別対策室特別対策係		
令和7年度 事業概要	自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・充実 建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの開設・運用 令和6年4月から適用されている改正後の上限規制および改善基準告示についての大規模広報		

<令和7年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する 10 問程度のインターネットアンケートを令和7年5月及び令和8年2月に実施し、それぞれ <u>500 程度</u> のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」と回答した者の合計の割合の向上を図る。	取引関係者からの取組事例を収集し、建設業の労働者、トラックドライバーの長時間労働の削減に資する取引慣行の改善に向けた取組事例集を作成し、 <u>50,000 部程度</u> 配布する。
実績	令和7年度に2回実施したアンケートにおいて、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」と回答した者の割合の合計の平均値を令和6年度と比較したところ、以下のとおりとなった。 ・荷主（運送業）： ▲ <u>2.6 ポイント</u> （令和7年度： <u>75.9%</u> 、令和6年度： <u>78.5%</u> ） ・発注者（建設業）： ▲ <u>3.8 ポイント</u> （令和7年度： <u>77.6%</u> 、令和6年度： <u>81.4%</u> ）	取組事例集を作成し、 <u>52,100 部</u> 配布した。

<未達成の理由・原因>

アンケート結果について、「わからない」との回答を除き、「気をつけていることがある」と「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」の回答割合の合計の平均値をそれぞれ比較した（※）ところ、「気をつけていることがある」の値は前年度と比べて増加した一方、「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」の値が前年度から減少していたことから、未達成の要因は「今はないが、今後気をつけること

がある（検討している）」の値が減少したと認められる。

本アンケートはインターネットによる選択式であることから、追加的に「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」の値の減少理由を確認することは困難だが、荷主や発注者としてトラックドライバーや建設業の長時間労働や働き方の改善が必要であることが十分に伝わっていないことが要因と考えられる。

※参考：アンケート結果

・荷主（運送業）：

「気をつけていることがある」 R7：43.1% R6：42.6%

「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」 R7：32.8% R6：35.9%

・発注者（建設業）：

「気をつけていることがある」 R7：43.7% R6：43.2%

「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」 R7：33.9% R6：38.1%

＜改善すべき事項・今後の課題＞

自動車運転者および建設従業者の長時間労働改善のため、荷主や発注者の取組が重要であることを強力に発信することにより、「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」と考える層、ひいては「気をつけていることがある」層を増加させることが重要である。

このため、ポータルサイトの運営・充実を通じて、自動車運転者および建設従業者の長時間労働の改善に資する情報発信を行うとともに、特設サイト「はたらきかたススめ」等を活用し、時間外労働の上限規制および改正改善基準告示について、広く周知・広報を行う。特に、自動車運転者、建設業従業者の長時間労働の改善には、取引慣行の見直しが必要であることを認識の上で、具体的な取組を行っていただくため、荷主および発注者向けの動画コンテンツを新たに作成し情報発信するとともに、令和7年度事業において作成した取組事例集を関係者に広く周知するため、関係サイトへの掲載に加えてインターネット広告を行う。

＜令和8年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	トラックドライバー・建設業の時間外労働の制度に関する 10 問程度のインターネットアンケートを令和8年5月及び令和9年2月を目安に実施し、それぞれ <u>500 程度</u> のサンプルをそれぞれ回収し、その平均値を前年度と比較し、荷主または発注者として長時間労働の改善や働き方の改善のために「気をつけていることがある」および「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」と回答した者の合計の割合の向上を図る。	トラックドライバー・建設業の長時間労働の改善のための取組を検討していない荷主または発注者に対してこれらの取組の実施の検討を促すことを念頭に、取引関係者による取組事例を紹介する動画コンテンツを2本程度作成し情報発信するとともに、取引関係者に対する取引慣行の見直しを求めるメッセージを発信するポスターを <u>1,700 部程度</u> 作成・配付する。

＜令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方＞

アウトカム指標については、「気をつけていることがある」層及び「今はないが、今後気をつけたいことがある（検討している）」層を増加させることを念頭に、上記の取組を実施することから変更することは控えた。なお、具体的な課題解決につながる必要があることから、トラックドライバー・建設業従業者の労働時間の削減に対する理解を把握するため、昨年度に引き続きインターネットアンケートを実施することとした。

アウトプット指標については、トラックドライバー・建設業従業者の労働時間の削減に向け、上記のとおり、取引慣行の見直しが必要であることを認識した上で具体的な取組を行っていただくため、荷主および発注者といった取引関係者に向けた取引関係者の理解促進につながる広報の実施とした。

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課（内線5525）

令和8年度予算額 1.7 億円（1.9 億円）※ 0 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負担による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

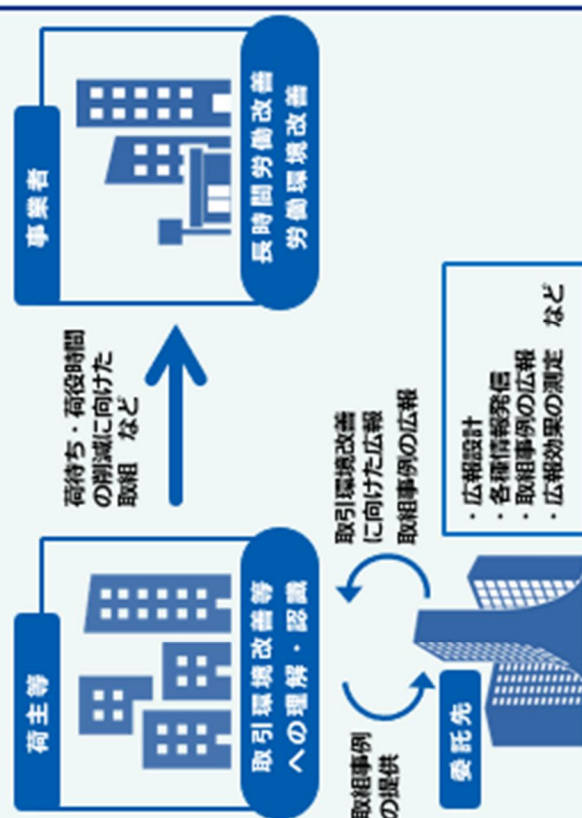
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- (1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信
- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
 - 自動車ポータルサイトの継続運用
 - 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用
- (2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進
- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
 - 荷主等による取組事例の周知広報

実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和6年度）：
 - ・ 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 57万6,469件
 - ・ 自動車ポータルサイトアクセス件数 36万5,272件

(2) について



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	17 (17)	評価	B
事業名	職業病予防対策の推進		
担当課・係	労働衛生課有害対策環境指導係、電離放射線労働者健康対策室		
令和7年度 事業概要	(1) 東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 ①元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置に係る必要な教育を実施し、その被ばく低減効果の検証を行う。 ②被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、個別事案の検討及び助言を行う。 ③被ばく低減措置に係る好事例の収集とその周知を行う。 (2) 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。 (3) 東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」を運用する。 ①緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導を行う。 ②廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設し、健康相談を行う。 (4) 東電福島第一原発・除染作業員の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報（報道発表、ガイドライン、行政通達等）について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (5) 職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。		

<令和7年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、<u>9割以上</u>の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ②東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について(厚労省ガイドラインへの対応状況)』報告のうち、『第2四半期(7～9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点(毎年3月頃)の結果で、『指導後も未受診』の割合が<u>10%未満</u>であることを確認する。	①施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を<u>80人以上</u>とする。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数(年間 <u>200名</u>)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間 <u>400名</u>)、相談員協議会の開催(年間<u>2回</u>)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間 <u>22回</u>)を行う。
実績	①アンケートを実施した結果、参加者の97%から、「有意義であった」旨の回答が得られた。 ②『指導後も未受診』の割合は <u>3.6%(17人/477人)</u> であった。	①有識者による委員会での審議に基づきテキストを作成し、<u>計60人</u>に教育を実施した。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数(年間 <u>106名</u>)、産業保健支援に係る研修会等の参加人数(年間約 <u>400名</u>)、相談員協議会の開催(年間2回)、ホームページにおける健康管理情報の更新(年間 <u>22回</u>)を行った。

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標の①については、施工計画作成者等に係る教育の受講者数が未達成であった。これは、東京電力で実施している被ばく低減措置に係る研修会の内容が充実してきている中で、本事業における研修等の需要が減ってきていることが原因であると考えられる。

アウトプット指標の②について、廃炉等作業員の健康支援相談人数が未達成であった。令和7年度は、例年100名以上の相談実績があった特定企業からの相談が当該年度は見られなかったことが主な要因となり、目標値を下回った。なお、本結果は、相談実績が特定事業者依存率が高い構造に起因している側面もあり、今後は利用事業者の裾野拡大や周知強化等により、相談人数が特定事業者に偏らないようにすることも課題である。

<改善すべき事項・今後の課題>

アウトプット指標の①について、需要の減少を踏まえて目標値を再設定した上で事業を実施するとともに、令和9年度末での事業終了に向けて、同事業で作成してきた研修教材等の整理を実施していく。

アウトプット指標の②について、相談需要の減少を踏まえて目標値を再設定した上で、新規に1Fでの作業に入構する事業者に対する利用案内を行うことや、「出張健康相談」を開始し、労働衛生担当者が1F構内に入れない場合等にも対応できるよう、対象企業へ出向いて健康相談を実施すること等、利用事業者の裾野拡大及び相談機会へのアクセス向上、利用促進に向けた取組を実施する。

＜令和8年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、<u>9割以上</u>の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。 ②東京電力による『福島第一における作業員の健康管理について（厚労省ガイドラインへの対応状況）』報告のうち、『第2四半期（7～9月）に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果』の『「要精密検査」判定者への対応状況』において、第2四半期分の報告時点（毎年3月頃）の結果で、『指導後も未受診』の割合が<u>10%未満</u>であることを確認する。	①施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者数を <u>60人以上</u>とする。 ②健康支援相談窓口等での廃炉等作業員の健康支援相談人数（年間 <u>120名</u>）、産業保健支援に係る研修会等の参加人数（年間 <u>400名</u>）、相談員協議会の開催（年間<u>2回</u>）、ホームページにおける健康管理情報の更新（年間 <u>22回</u>）を行う。

＜令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方＞

アウトカム指標の目標設定理由①については、令和7年度の目標達成済みであること及び受講者にとって有意義な教育を実施することで、受講者が効果的な被ばく低減措置に係る知識を持つことができると考えられるため。

アウトプット指標の目標設定理由①については、目標値を60件に見直す。本目標値は、直近実績をもとに設定したものである。

アウトカム指標の目標設定理由②については、廃炉等作業従事者に対する健康診断結果において、必要とされた精密検査を受けてもらうことを目的に受診していただくことで、健康障害の悪化を防ぐことができると考えられるため。

アウトプット指標の目標設定理由②については、過去4年間における相談件数の減少傾向（約300件→約100件）を踏まえ、令和8年度は目標値を120件に見直す。なお、本目標値は直近実績を基礎としつつ、新規入構事業者への周知及び出張健康相談の導入による利用機会の拡大を見込んで設定したものである。

東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化

労働基準局安全衛生部労働衛生課
電離放射線労働者健康対策室
(内線5495)

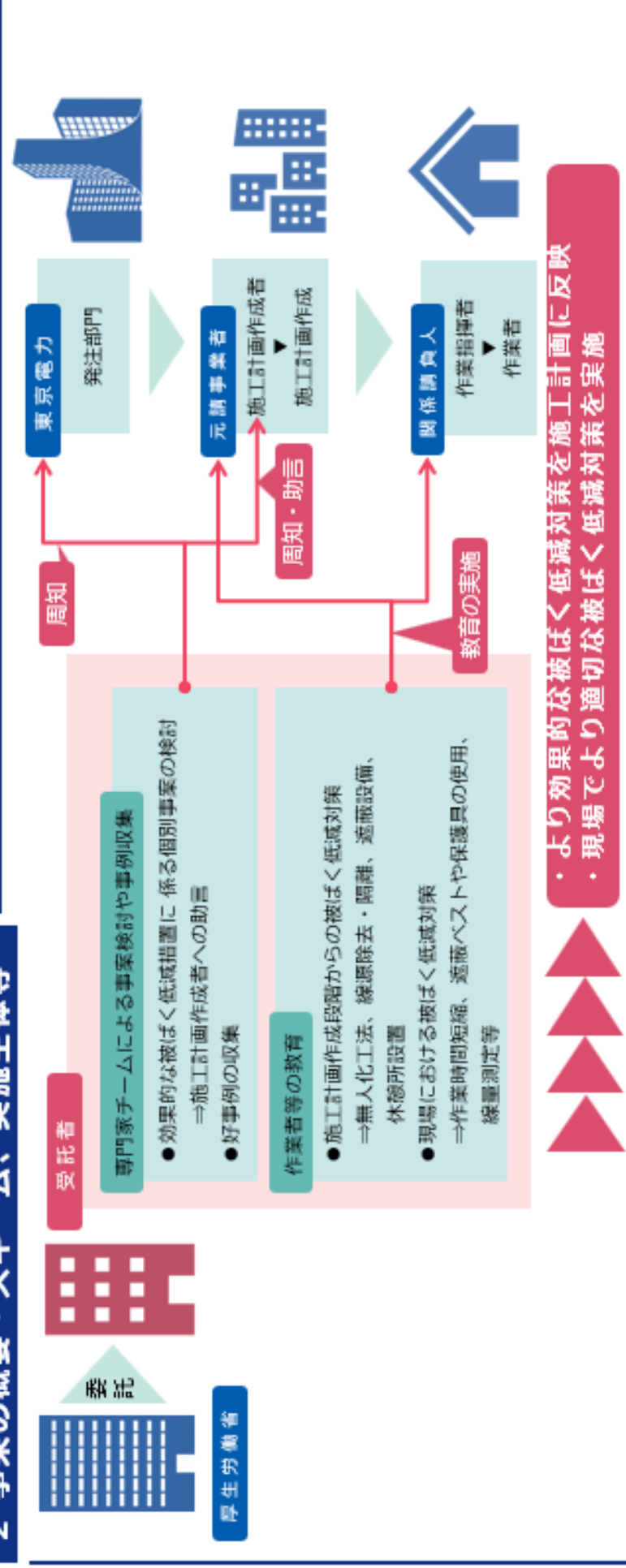
令和8年度予算額 20百万円 (20百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計	一般会計	
	労災	雇用
	○	

1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所においては、今後使用済み燃料取り出しに向けた作業をはじめとする建屋内部での作業など、高線量の環境下での作業が増加する見込みであり、これまで以上に高度かつ効果的な被ばく低減対策が求められる。このため、現場で働く作業者の健康管理を強化することが必要であることから、作業方や産業保健スタッフ等に対する研修会の実施や、好事例や技術的資料をまとめ、情報発信をする事業を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	19 (19)	評価	B
事業名	職場における受動喫煙対策事業		
担当課・係	労働衛生課有害作業環境指導係		
令和7年度 事業概要	(1) 行政経費 受動喫煙対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。 (2) 委託費 全国の事業場からの受動喫煙対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口（電話・実地）を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 (3) 補助金 中小企業事業者（既存特定飲食提供施設を営む者に限る。）であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。		

<令和7年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	(1) ①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から <u>8割以上</u>「役に立った」旨の回答を受ける。 (2) 受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、<u>8割以上</u>「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。	(1) 専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、<u>30件/月以上</u>とする。 (2) 補助金の1か月当たりの平均利用件数について、<u>1.3回/月以上</u>とする。
実績	(1) ①実地指導において「役に立った」（満足した）と回答したのは <u>95.8%</u>、②説明会に参加して「役に立った」（満足した）と回答したのは <u>100%</u> だった。 (2) 受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨回答したのは <u>100%</u> だった。	(1) 専門家による電話相談件数の1か月当たりの平均実績件数について、<u>34.8件/月</u>となった。 (2) 補助金の1か月当たりの平均利用件数は <u>1.0回/月</u>だった。

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標（2）の補助金の利用件数は目標未達成となった。令和3年度以降、助成金の助成対象は、健康増進法附則第2条第2項で定める既存特定飲食提供施設（2020年4月1日時点で現に営業していて、個人経営又は資本金・出資の総額が5,000万円以下の会社であり、客席の床面積が100平方メートル以下であるもの）の事業主のみであり、対象が毎年約5%ずつ減少していると推定される。その上、喫煙を巡る状況が変化し、当初想定したよりも助成金のニーズが落ちたためと考えている。

<改善すべき事項・今後の課題>

ニーズ自体は低下しているが、助成を受けていない事業主も引き続き存在するため、ニーズの低下を踏まえて助成金の予算を減額するとともに、電話相談の件数が年々減少していることを踏まえ、相談事業は廃止する。

<令和8年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	受動喫煙防止対策助成金を受けて対策を講じた事業場から、 <u>8割以上</u> 「労働者が職場において受動喫煙を受ける機会がなくなった」旨の回答を受ける。	助成金の1か月当たりの平均利用件数について、 <u>1.1回/月以上</u> とする。

<令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

アウトカム指標については、助成金を受けた事業者から労働者の受動喫煙を受ける機会を減った旨の回答が得られれば、その事業場内の労働者に受動喫煙の機会がなくなるため、継続して令和7年度と同様の目標を設定した。

また、アウトプット指標については、助成金は前年度の実績を勘案して、予算の縮小に合わせて、それに見合う目標を設定することとした。

令和8年度予算額 1.4億円 (1.9億円) ※ 〇内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

- 職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされ、当該努力義務に基づく取組を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- 令和2年度までは、全ての中小企業の第二種施設(学校、病院、児童福祉施設及び行政機関の庁舎以外の施設)を対象に交付を行っていたが、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止の義務化等が盛り込まれた改正健康増進法が令和2年4月より完全施行された後の令和3年度以降は、同法により適用が猶予される既存の小規模飲食店のみを対象とし、積極的に受動喫煙対策に取り組み事業者に対して国の援助を引き続き実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

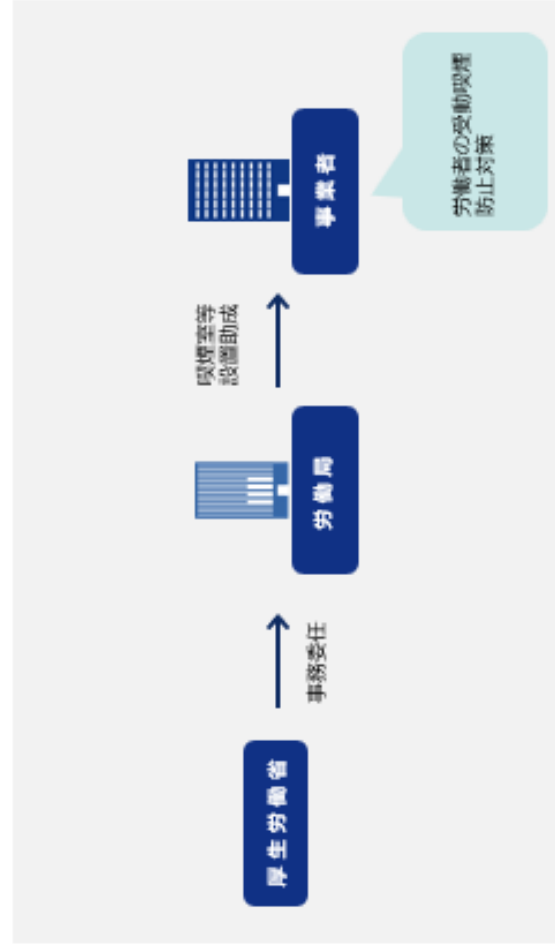
受動喫煙対策推進助成金

- 健康増進法により適用が猶予される既存の小規模飲食店を営む事業者に対し、喫煙室等を設置するための費用の一部を助成する。

※助成率:2/3(主たる業種が飲食店以外の場合1/2)

助成上限額:1,000千円

※受動喫煙対策推進指針員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	31 (31)	評価	B
事業名	家内労働安全衛生管理費		
担当課・係	雇用環境・均等局在宅労働課		
令和7年度 事業概要	・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する実態を把握し、安全衛生の取組のモデル事例を取りまとめ、セミナーの開催等により周知・啓発を行う。		

＜令和7年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	① 家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を <u>90%以上</u> とする。 ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を <u>90%以上</u> とする。	① 家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を <u>700人以上</u> とする。 ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を <u>18件以上</u> とする。
実績	① 改善の意向ありと回答した者の割合： <u>98.8%</u> ② 本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合： <u>100%</u>	① 訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数： <u>648人</u> ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数： <u>18件</u>

＜未達成の理由・原因＞

(アウトプット①)

家内労働者・委託者数が減少傾向にあることに加え、訪問指導の対象となる委託者等の理解が得られず、結果として訪問指導を見送らざるを得ない状況も影響したものと考えられるもの。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

家内労働安全衛生指導員による個別指導及び危険有害業務に従事する家内労働者・委託者への訪問調査を適切に実施し、安全衛生対策の推進を図るとともに、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)が改善に向けた取組を行うよう、事例に基づく情報提供等を行い、家内労働安全衛生対策を推進し、成果目標の達成を維持する。また、未達であったアウトプット指標の目標達成に向けて、訪問見込み件数の達成のための進捗把握を徹底するとともに、労働局からの訪問依頼の際には、趣旨を丁寧に説明し、訪問に理解を得ることに努める。

<令和8年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を<u>90%以上</u>とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を<u>90%以上</u>とする。	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を<u>630人以上</u>とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問を <u>18件以上</u>とする。

<令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

<アウトカム指標>

- ① 家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。
- ② 危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績も踏まえ、引き続き高水準であるよう90%以上とした。

<アウトプット指標>

- ① 家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、令和4年度より700人以上を目標としていたが、家内労働者数及び委託者数の推移、都道府県労働局における指導員配置数や活動実績を鑑み、630人以上とした。
- ② 「家内労働安全衛生確保事業」では危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者を訪問することにより家内労働者及び委託者の安全衛生に関する意識向上等を図っているところ、事業の実施状況をより適切に評価するため、危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問件数を目標とした。回数については、委託事業の仕様書に基づき18回と設定した。

家内労働対策の概要

令和8年度当初予算額 労災勘定 21,790千円
(令和7年度当初予算額 労災勘定 22,093千円)

- 家内労働は、我が国の製造業を支える重要な役割を担っている。
- 厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- ・ 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- ・ 最低工賃新設・改正計画(3年周期)に基づき計画的に最低工賃を見直し
- ・ 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- ・ 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- ・ 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安全及び衛生の確保

- ・ 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- ・ 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、委託事業として、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

その他

- ・ 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施
- ・ 委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する「家内労働等実態調査」を3年ごとに実施

※ 家内労働者とは、

委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。
全国の家内労働者数：約8万5千人（令和7年度）

※ 委託者とは、

物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。
全国の委託者数：約6,200者（令和7年度）

家内労働者の安全衛生の確保

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線7879)

令和8年度当初予算額 11百万円 (11百万円) ※○内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			子持会		一般 会計
労災	雇用	徴収	労災	賃金	
○					

1 事業の目的

- 家内労働者の数は、昭和48年の約164万人をピークに、令和6年は約8万8千人まで減少しているが、衣服の縫製、電子部品や自動車部品の組立、革靴の製造など、我が国の製造業を下支えする重要な役割を担っている。
- 危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生に関する措置は、家内労働法及び同法施行規則に規定されているが、安全衛生の確保が十分でないことなどの課題がある。
- 令和8年度においては、引き続き、家内労働安全衛生指導員による指導の実施、委託事業によるガイドブックや好事例集等の作成・配布、セミナーの実施、個別訪問、「家内労働あんぜんサイト」の運営等による周知啓発を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



都道府県労働局

労働基準監督官による監督指導

家内労働法に抵触するか確認し、違反があれば行政指導等を行う。



家内労働者



委託者

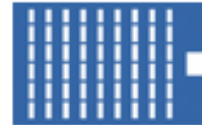
家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導

危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生の確保・健康の保持に関する事項について、違反があれば是正を促す。

家内労働者安全衛生確保事業（委託事業）

- ・ガイドブックや好事例集の作成、配布
 - ・セミナー、個別相談の実施
 - ・個別訪問
 - ・「家内労働あんぜんサイト」の運営
- により、家内労働法令による最低基準以上のよりよい環境整備を促す。

委託事業者



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	35 令和7年度：35	評価	B
事業名	産業医学振興経費		
担当課・係	計画課機構・団体管理室団体監理係		
令和7年度 事業概要	① 産業医科大学の運営等に対する助成 ② 産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③ 産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④ 産業医学に関する研究の促進 ⑤ 産業医学情報の提供		

＜令和7年度目標と実績＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目 標	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を <u>85%以上</u> にする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ① 実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を <u>70名以上</u> とする。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を <u>90%以上</u> にする。	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 産業医研修事業の受講者を <u>20,000人以上</u> とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を <u>12,000人以上</u> とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ① 医師国家試験の合格率について、合格率 <u>95%以上</u> 又は <u>全国順位上位の4分の1以内</u> とする。 ② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を <u>850名以上</u> とする。 ③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を <u>20,000人以上</u> とする。
実 績	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 研修が有用であった旨の回答の割合は <u>97.5%</u> であった。 ※有用と回答した者 <u>19,988名</u>／回答者 <u>20,489名</u> ＜学校法人産業医科大学＞ ① 産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は <u>82名</u> であった。 ② 講座が有用であった旨の回答の割合は <u>93.1%</u> であった。 ※有用と回答した者 <u>970名</u>／回答者 <u>1,042名</u>	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 産業医研修事業の受講者数は <u>34,175名</u>、メールマガジン登録者数は <u>15,887人</u> であった。 ＜学校法人産業医科大学＞ ① 医師国家試験の合格率は <u>94.1%</u> で <u>全国順位は（31位／82校）</u> であった。 ② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者は <u>1,413名</u> であった。 ③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、その視聴参加人数は <u>43,072名</u> であった。

＜未達成の理由・原因＞

6年次特別学習指導の対象者を従前の20名から30名へ拡大するとともに、教員との面談回数の増加や大手予備校による学習指導等の実施時期の前倒し等の取組を行ったが、医師国家試験の合格率は94.1%にとどまり、また全国順位上位の4分の1以内には届かなかった。現行カリキュラムにおいては、産業医学教育を従前どおり確保している一方、診療参加型臨床実習期間の増加により、国家試験対策に充てる自主学習時間が相対的に減少していることが一因であると考える。今後は、国試対策ワーキンググループを中心に検証と見直しを行い、合格率向上に向けた取組を推進する。

＜改善すべき事項・今後の課題＞

成績下位の学生に対し、国家試験に向けた勉強を早期に開始するよう意識付けを行うため、5年次生春期特別学習指導の取り組みを見直し、個別面談を追加実施する。また、留年生等に対し、4月上旬に集合形式による模擬試験を実施し、現時点での学力の把握・分析等を行う。また、卒業判定及び卒業者発表の時期を1月から12月へ前倒しすることにより、国家試験に向けた意識の早期転換を促し、医師国家試験に専念できるように変更する。

＜令和8年度目標＞

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ① 実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で常勤の産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。	＜（公財）産業医学振興財団＞ ① 産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 ＜学校法人産業医科大学＞ ① <u>医師国家試験の合格率について、合格率95%以上又は全国順位上位の4分の1以内とする。</u> ② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を850名以上とする。 ③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。

＜令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方＞

1. アウトカム指標

＜（公財）産業医学振興財団＞

優秀な産業医の養成・確保は、職場の労働衛生水準向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。

＜学校法人産業医科大学＞

①について、専属産業医のほか開業産業医を含む数値であり、常勤の産業医として新たに就業する者を輩出したことが確認できる者として設定。

②について、産業医養成に係る研修等の結果が、一定程度以上の効果を有することが確認できるものとして設定。

2. アウトプット指標

＜（公財）産業医学振興財団＞

優秀な産業医の養成及び確保を継続的に行っていくほか、産業医学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。

〈学校法人産業医科大学〉

①について、国試合格率は、教育の質（医学教育への投資効果）を評価する指標の1つと考えられるが、当該指標は各年度の試験難易度によって大きく変動が生じうるほか、他大学の結果が考慮されていないなど、達成難度がやや不明瞭であり、評価に際して恒常的な指標とし難い部分が存在する。よって、絶対的な指標である「合格率」と、相対的な指標である「全国順位（上位の4分の1）」の両方の観点を用いて設定。

②について、産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成及び確保は、職場の労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係る研修等の実施により、産業医数の確保に資することが確認できるものとして設定。

③について、優秀な産業医の養成、確保、輩出等を継続的に行っていくために、産業医学及び産業医科大学に関する情報発信を適切に行っていくものとして設定。

学校法人 産業医科大学について

1. 設立経緯・目的

- ・ 労働安全衛生法の制定（昭和47年）により、一定規模以上の事業場に労働者の健康管理を担当する産業医の選任が義務付けられ、労働衛生管理に精通した産業医の確保が緊急の課題となったことから、**産業医学の振興や資質の高い産業医を養成する大学として設立**（昭和53年1月）された。
- ・ 産業医科大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的として、**医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究**を行っている。

2. 大学組織（学部、大学院）

	医学部 (昭和53年4月開学)	産業保健学部 (平成8年4月開設)	大学院 (昭和59年4月開設)
募集定員	105人	看護学科：70人 産業衛生科学科：20人	医学専攻（博士）：40人、看護学専攻（修士）：5人 産業衛生学専攻（博士）：前期10人、後期8人
修業年限	6年	4年	医学専攻：4年、看護学専攻：2年 産業衛生学専攻：前期2年、後期3年

【所在地】：福岡県北九州市八幡西区医学生ヶ丘1-1 【職員（定員）数】：339名（教員277名、職員62名） ※令和8年4月1日時点

3. 産業生態科学研究所

- ・ 産業医学を専門的に研究・教育するための大学附置研究所（昭和61年4月設置。12研究室・1センター）

4. 病院

- ・ 大学病院（昭和54年7月開院、病床数664床・22診療科）【所在地：大学と同じ】
- ・ 若松病院（平成23年4月開院、病床数150床・16診療科）【所在地：福岡県北九州市若松区浜町1-17-1】

5. 予算（産業医学助成費補助金）

※ 大学運営に係る人件費（役員除く）、管理費、施設整備を補助

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4,913,998	4,896,101	3,175,771	3,298,544	3,417,291

（単位：千円）

公益財団法人 産業医学振興財団について

1. 設立經緯・目的

- ・ 労働安全衛生法の制定（昭和47年）により、産業医制度が職場の健康管理の中核として位置づけられ、質の高い産業医を養成するための対策（産業医科大学の創設（昭和53年1月））がとられていた。
 - ・ 上記に加え、産業医学の振興には、関心のある医師等に対し、産業医学情報の提供、研修、研究への助成等が必要になることに鑑み、**産業医学の振興と職場における労働者の健康管理の充実に寄与することを目的**として設立（昭和52年12月）。
- 【所在地】：東京都千代田区神田（※平成24年4月より財団法人から公益財団法人へ移行。） 【職員（定員）数】：11名 ※令和8年4月1日時点

2. 主な業務

※「○」の事業は、補助金交付対象事業。「●」は財団が独自（自前）で実施している事業。

- 産業医科大学助成：産業医科大学の運営に対する経費を助成
- 産業医科大学修学資金貸与：産業医科大学の学生を経済的に支援
- 産業医学情報の提供：産業保健関係者に対する産業医学情報の普及・情報の提供（産業医学定期誌の発行）
- 産業医学研修：産業医の資質向上を目的とする研修を都道府県医師会、日本歯科医師会に委託
- 講習会の実施：日本医師会認定産業医制度の「生涯研修」に必要な単位（20単位）を一括取得できる講習会を実施
- 調査研究：産業医等が行う調査研究に対する助成

3. 予算(産業医学助成費補助金)

※動物園開園係に属する人牛(役目)、植物、生理、化学、金属、与の原価。産科医科大学への助成分の予算は別途措置あり。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,772,118	1,891,634	2,033,281	2,135,021	2,305,428

(単位：千円)

4. 補助金の流れ



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	37 (37)	評価	B
事業名	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し		
担当課・係	労働基準局労働条件政策課新たな働き方推進係 雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室働き方改善係休み方改善係 雇用環境・均等局雇用機会均等課母性健康管理係		
令和7年度 事業概要	① 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方改革実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談支援や電話相談等を実施する。 ② 働き方改革推進支援助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。 ③ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うほか、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、特別休暇等の普及促進、勤務間インターバル制度導入促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。 ④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 不妊治療と仕事との両立の重要性について社会全体の理解を深めるため、不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向け研修会の実施・女性向け雑誌広告、マニュアル、不妊治療(予定)者向け資料の作成・配付等により周知啓発等を行う。		

<令和7年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金（4コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも <u>90%以上</u>の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を <u>95%以上</u>とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、<u>85%以上</u>から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を <u>80%以上</u>とする。	1 働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の <u>7割（754件）以上</u>とする。 2 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の <u>7割（2,077件）以上</u>とする。 3 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の <u>7割（210件）以上</u>とする。 4 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和7年度予算における想定件数の <u>7割（178件）以上</u>とする。 5 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、<u>30,000件以上</u>とする。 6 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している新設後の「働き方改革特設サイト」のPV数 <u>364万PV以上</u>（令和7年4月～令和8年3月） 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を <u>155万件以上</u>、企業診断及び社員診断の診断結果件数を <u>6,000件以上</u>とする。 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を <u>2回以上</u>アーカイブにより開催する。

実績	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①業種別課題対応コース：<u>98.5%</u> ②労働時間短縮・年休促進支援コース：<u>99.1%</u> ③勤務間インターバル導入コース：<u>100%</u> ④団体推進コース：<u>99.4%</u> 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、<u>99.4%</u> 3 「使いやすい（普通を含む）」と回答した者の割合 <u>95.7%</u> 4 「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合 <u>100%</u>	1 業種別課題対応コース支給決定件数：<u>536 件</u> 2 労働時間短縮・年休促進支援コース支給決定件数：<u>2,001 件</u> 3 勤務間インターバル導入コース支給決定件数：<u>175 件</u> 4 団体推進コース支給決定件数：<u>516 件</u> 5 コンサルティングによる相談件数：<u>26,653 件</u> 6 働き方改革特設サイトの PV 数：<u>4,326,562 件</u> 7 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数：<u>3,888,140 件</u> 企業診断及び社員診断の診断結果件数：<u>8,319 件</u> 8 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の実施回数：<u>2回</u>
----	--	--

<未達成の理由・原因>

【アウトプット指標】

1～3 未達成の3コースはいずれも制度導入型の助成金であり、申請事業主が一度働き方改革推進支援助成金の事業に取り組むと過年度以降に再度申請を行うことができないため、本助成金を活用できる中小企業事業主が減少していることが考えられるが、コースごとに考えられる主な要因として、以下が考えられる。

- ・業種別課題対応コースは、成果目標の達成に当たり、いまだ取引慣行等の外的要因等の影響を受けるため、積極的に申請を行うことを控えてしまう可能性が考えられること。

- ・労働時間短縮・年休促進支援コースは、支給要件が比較的簡易であるために個別企業向けコースの中でも最も受給企業数が多く、再度申請を行うことができない中小企業事業主が他のコースに比べて多く存在していることの影響が考えられる。

- ・勤務間インターバル導入コースは、労働時間が長い事業主を対象を限定していることに加え、また、業種別課題対応コースでも勤務間インターバルの導入が成果目標の1つとされていることが影響したものと考えられる

5 令和7年度より実施主体が都道府県労働局から本省へ変更となったことに伴い、47の都道府県センターのうち一部の受託者が変更され、開設準備の遅延が発生した結果、年度当初においてコンサルティング実施件数が伸び悩んだことにより、当初見込みを下回ったものと考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

1～3 実績が低調となっているコースの実績が改善されるよう、働き方改革推進支援助成金における成果目標や申請要件などの設定について見直しとともに、交付申請にかかる申請事務の簡素・合理化を行う。

5 都道府県センターを案内するためのチラシ及びポスターのひな形を作成・共有する等、運用面での改善を行

ったところである。また、都道府県労働局や商工団体等の関係機関との連携を図り、適切な執行に努めてまいりたい。なお、これまでの執行状況を踏まえ、必要額は精査を行っていく。

<令和8年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	1 働き方改革推進支援助成金（5コース）の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも 90%以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を 95%以上とする。 3 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい（普通を含む）」の回答を得る。 4 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会の参加企業アンケートにおいて、不妊治療と仕事との両立支援について「非常に参考になった」又は「参考になった」と回答した企業の割合を 80%以上とする。	1 働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割（977件）以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割（1,769件）以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割（368件）以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金（取引環境改善コース）の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割（105件）以上とする。 5 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）の支給決定件数について、令和8年度予算における想定件数の7割（175件）以上とする。 6 働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティングによる相談件数を、30,000件以上とする。 7 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数410万PV以上（令和8年4月～令和9年3月） 8 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を250万件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を7,000件以上とする。 9 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とする研修会を2回以上開催する。

<令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

- 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。
- 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。
- 3 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさについて引き続き高水準を維持する目標とした。
- 4 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。

【アウトプット指標】

- 1～5 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数7割の合計件数を目標件数として設定した。
- 6 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業に対する個別相談支援を重視していることから目標として設定し、目標数値については、令和7年度の予算は令和6年度よりも減少しているものの、事業の効率的な運営を図ることで支援件数は同水準を維持することを目指し、昨年度と同様の件数を設定した。
- 7 アクセス件数は過去の実績（過去3年平均）を踏まえた目標とする。
- 8 アクセス件数と診断結果件数は、過去の実績（過去3年平均）を踏まえた目標とする。
- 9 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業については、不妊治療と仕事との両立支援に関する企業や両立支援担当者等の理解が重要であり、情報提供等のための研修が必要であることから設定した。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
(内線5275)
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度当初予算額 30億円 (30億円) ※ () 内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

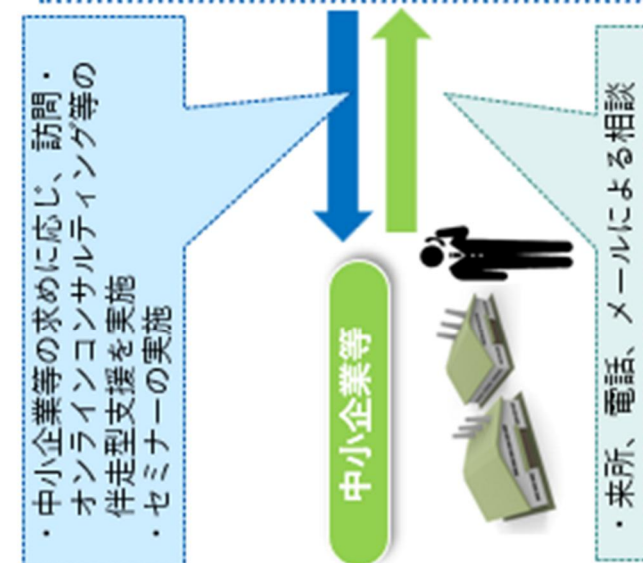
中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施するため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事設計など雇用・労働関係

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



働き方改革推進支援センター

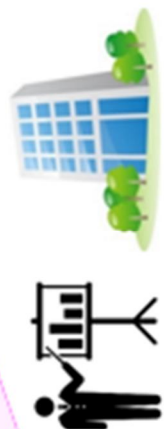


センター本部

北海道センター
〇〇県センター
...
〇〇県センター
沖縄県センター

47都道府県センター

- ・ サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・ 専門家研修の実施 (職務分析・職務評価等)



商工団体・業種別団体等

- ・ 商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度)：窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

拡充 働き方改革推進支援助成金

令和8年度当初予算額 101億円（92億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的 ○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

労働保険等別会計		一般会計
労働保険	雇用保険	
○		

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運搬者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	建設事業	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率前3/4（四捨五入）は50%）
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を顕在化する業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主に助成）	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転者の乗降、区間に従事する区間 150万円（11H以上）等 ※建設作業、移動型作業、その他 ⑥：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑦：50万円
	医療に従事する医師	①～⑤又は⑥の何れかを1つ以上	
	砂利製造業 （車扱品、片側車に限る）	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成）		9時間以上の勤務間インターバル制度の新規導入・適用範囲拡大・時間延長	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円・11H以上：150万円
取引環境改善コース （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果をもたらすこと	上限額：100万円
団体推進コース （以下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、以下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外注専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働効率の向上に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組（取組環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設置、④労働効率の向上に資する設備・機器の導入・更新等）（団体推進コースは、④市場調査、⑤新ビジネスモデルの開発、実践、⑥好事例の周知、普及啓発、⑦セミナーの開催、⑧巡回指導、相談窓口の設置等）

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<副都心金運引き上げ> ①副都心金運率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

② 1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する副都心金運率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合に、助成金の上限額を100万円加算。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」について

勤務時間インターバル制度や病気休暇等特別休暇に関する企業の取組事例集や、これらの効果を解説した動画等を掲載

働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方・休みやすい

- 自己診断
- 事例検索
- 課題別の対策
- 施策・支援策
- 労働者の休めやすさ
- 各地域の取組
- セミナー情報
- 参考資料

働き方・休みやすい、休みやすい職場をつくりませんか？

このサイトは企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。
働きやすい職場づくりのために活用してみませんか？

初めてご利用の方 ユーザー登録されている方

解説動画

関連動画・記事等

知ろう！ためそう！勤務間インターバル

勤務間インターバルは制度の概要とその効果のほか、制度導入による労働者・企業双方の大きなメリットに関する動画を紹介します。

知ろう！ためそう！勤務間インターバル

The infographic features a central illustration of a multi-story office building. To its left, a blue box labeled '改善' (Improvement) shows people working and relaxing. Above it, a green box labeled '働き方' (Working Style) includes icons for 'ワークライフバランス' (Work-Life Balance), 'フレックスタイム制' (Flexitime System), '在宅勤務' (Remote Work), and '短時間勤務' (Short-time Work). To the right of the building, a green box labeled '実態把握' (Understanding Reality) shows a person at a computer with various charts. Below it, another green box labeled '健康' (Health) shows people exercising. At the bottom, a large clock face is surrounded by icons representing different aspects of work and life.

[illegible]

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業

令和8年度当初予算額 34 百万円 (39百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも8.6人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向
- ・ 仕事と不妊治療を両立できなかった労働者は4人に1人となっているなど、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題
- ・ 本人、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、休暇制度等の導入・利用促進に取り組む事業主の支援を通じ、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進

2 事業の概要

I 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会

- ・ 不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会(動画配信)及び各企業の取組を支援するため個別相談会を実施する

II 不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等への周知啓発

- ・ 不妊治療と仕事との両立に係る事業主、労働者等の理解を促進するため、産業界や産婦人科医との連携による周知のほか、広報媒体を用いた周知啓発による、不妊治療と仕事との両立支援の取組の重要性について社会的気運の醸成を図る

企業・人事部門向け



令和8年3月
厚生労働省



本人、上司、同僚向け



令和8年3月
厚生労働省



令和8年度事業番号 (令和7年度事業番号)	39 (39)	評価	B
事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組		
担当課・係	労働条件政策課労働時間特別対策室医療労働対策係		
令和7年度 事業概要	①医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②勤改センター支援力強化のためのアドバイザーに対する研修等の実施及び見識の深い専門家(スーパーバイザー)による支援。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイト(いきいき働く医療機関サポート Web(略称いきサポ))の運営。		

<令和7年度目標と実績>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を <u>30%以上</u> にする。 ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を <u>80%以上</u> にする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を <u>90%以上</u> とする。	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を <u>2,200 件以上</u> とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に <u>3回以上</u> 実施し、医療労務管理アドバイザーの資質向上等のためにスーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年 <u>100 回以上</u> 実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を <u>200,000 件以上</u> とする。
実績	① <u>54.9%</u> ② <u>86.3%</u> ③ <u>99.7%</u>	① <u>4,691 件</u> ②アドバイザー向け研修を年 <u>4回</u> (4月、8月、11月、12月)実施し、スーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年 <u>314 回</u> 実施した。 ③年間アクセス件数 <u>197,448 件</u>

<未達成の理由・原因>

アウトプット指標の③が未達成となった主な原因は、令和7年4月下旬に国外 IP アドレスからの大量不正アクセスが発生したため、国外 IP アドレスをすべてブロックしたところ、不正アクセス以外の海外サーバを経由するアクセスもブロックされ、アクセス数が制限されてしまったことが考えられる。

また、このほか、国外 IP アドレスの制限解除後にアクセスが急増し、504 エラー(リクエストが正しく処理されずタイムアウトしてしまったことを示すエラー)等が発生しサーバ動作が不安定となったことも考えられる。

<改善すべき事項・今後の課題>

既に大量不正アクセスの攻撃対象となった可能性の高い「事例投稿フォーム」を閉鎖し、reCAPCHA(不正ア

クセス等から Web サイト等を保護するセキュリティサービス）を導入のうえ、令和8年3月に国外 IP アドレス制限を解除して対処している。

また、一時的なアクセス数急増に耐え得るようなクラウドのスペックに変更するとともに、継続的な攻撃傾向の分析を行い、傾向が判明した場合の改修対応を行い、安定的なアクセスを実現することとした。

加えて、医療従事者をターゲットとしたバナー広告を定期に実施することにより、適正なアクセス件数の増加を図ることとする。

<令和8年度目標>

	アウトカム指標	アウトプット指標
目標	①勤務環境に対する満足度調査において、満足の割合を <u>30%以上</u> にする。 ②勤務環境改善に関し経営トップが主体的に関与して組織的に取り組んでいる割合を <u>65%以上</u> とする。 ③満足度調査における医療労務管理アドバイザーの説明について「とても参考になった」「まあまあ参考になった」の回答割合を <u>90%以上</u> とする。	①勤改センターにおける個別訪問支援件数を <u>2,200 件以上</u> とする。 ②医療労務管理アドバイザー向けの研修を年に3回以上実施し、医療労務管理アドバイザーの資質向上等のためにスーパーバイザーによる各都道府県勤改センターへの訪問支援等を年 <u>100 回以上</u> 実施し、実施結果を取りまとめる。 ③ウェブサイトのアクセス件数を <u>200,000 件以上</u> とする。

<令和8年度目標の目標設定の理由、その水準の考え方>

【アウトカム指標】

いずれの指標も本事業の政策効果を把握するため必要なものであることから、引き続き同様の指標を設定するが、②については導入割合を達成したことから、新たな指標に見直す。なお、個々の設定理由は、以下のとおり。

①医療従事者の勤務環境に対する満足度を把握することによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。

②医療勤務環境改善マネジメントシステムは経営トップの関与が求められており、同システムを導入する医療機関においては、少なくとも経営トップが取組を承認していることの表明を行い発信することが求められているが、これにとどまらず、職員の勤務環境の改善について経営トップが主体的に関与して組織的に取り組むことが望ましいものであるため、この割合を設定することにより、医療従事者の勤務環境改善の効果がより一層把握できると考えられるため。

③研修等の支援力強化の効果として、勤改センターにおけるアドバイザーの支援が効果的かどうかを把握することが重要であるため。

【アウトプット指標】

③の目標を達成できなかったものの、その主な原因が技術的な問題であり、すでに解決を図っていることから、引き続き同様の指標を設定する。なお、個々の設定理由は、以下のとおり。①勤改センターは、個別訪問支援を実施することにより、医療機関の勤務環境改善の取組を支援することが事業の主要目的であることから、個別訪問支援件数を活動実績を測る指標として設定した。

②医療労務管理アドバイザーが医療機関の勤務環境改善の取組に対して、より良い支援を行えるよう、アドバイザーの支援力強化に資する研修を実施すること及び各勤改センターの実情に応じたスーパーバイザーによる支援を実施することが重要であるため。

③ウェブサイトには医療機関の勤務環境改善に資する情報として医療機関の勤務環境改善に関する好事例等の情報を掲載しているため、情報の周知状況を把握する客観的な指標として、ウェブサイトのアクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

労働基準局労働条件政策課
(内線 5545)

令和8年度概算要求額 9.1億円 (9.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

国民が将来にわたって質の高い医療を受けられるようにするには、長時間労働など厳しい状況におかれている医療従事者の勤務環境を改善し、医療従事者の健康確保や人材の確保・定着につなげていくことが喫緊の課題。このため、適切な労務管理への支援など、勤務環境改善に向けた医療機関の主体的な取組への支援の充実を図り、医療従事者全体の勤務環境改善に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】 7.8(7.9)億円

実施主体：民間委託事業者

都道府県の医療勤務環境改善支援センターに、社会保険労務士等労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、相談対応、個別訪問支援等を通じて医療従事者の勤務環境改善に向けた医療機関の自主的な取組や、医師の働き方改革に取り組み医療機関の支援を行う。

勤改センターの支援力向上【医療労務管理支援強化事業】 0.7(0.7)億円

実施主体：民間委託事業者

勤改センターの支援力向上を図るため、医療機関への支援に関して豊富なノウハウを有するアドバイザー（スーパーバイザー）を地域ごと（ブロック単位）に配置し、各都道府県の医療労務管理アドバイザー等に対して、支援に役立つ実践的な助言等を行う。また、医療労務管理アドバイザー等への研修を実施するとともに、支援の現場で発生している新たな課題を踏まえた研修内容の充実、支援ツールの充実等を図る。

(実施事項)

- ・スーパーバイザー（SV）による助言などによる支援：SVが勤改センターへ個別訪問、医療機関へ同行支援を通して助言等の支援を行う。
- ・アドバイザー向け研修の実施：医療労務管理アドバイザーに対して医療機関の支援方法に関する研修を実施。

医療機関に対する情報発信 0.3(0.3)億円

実施主体：委託事業（民間団体等）

医療機関が勤務環境改善に取り組むために活用できる情報を集約したポータルサイトとして、基本的な制度に関する情報、医療機関の取組事例、取組を行う際に活用できる支援ツール等の有用な情報を発信。また、勤改センターのアドバイザー等関係者向けの情報も発信。

(実施事項) ポータルサイト（いきサボ）の運営 等

